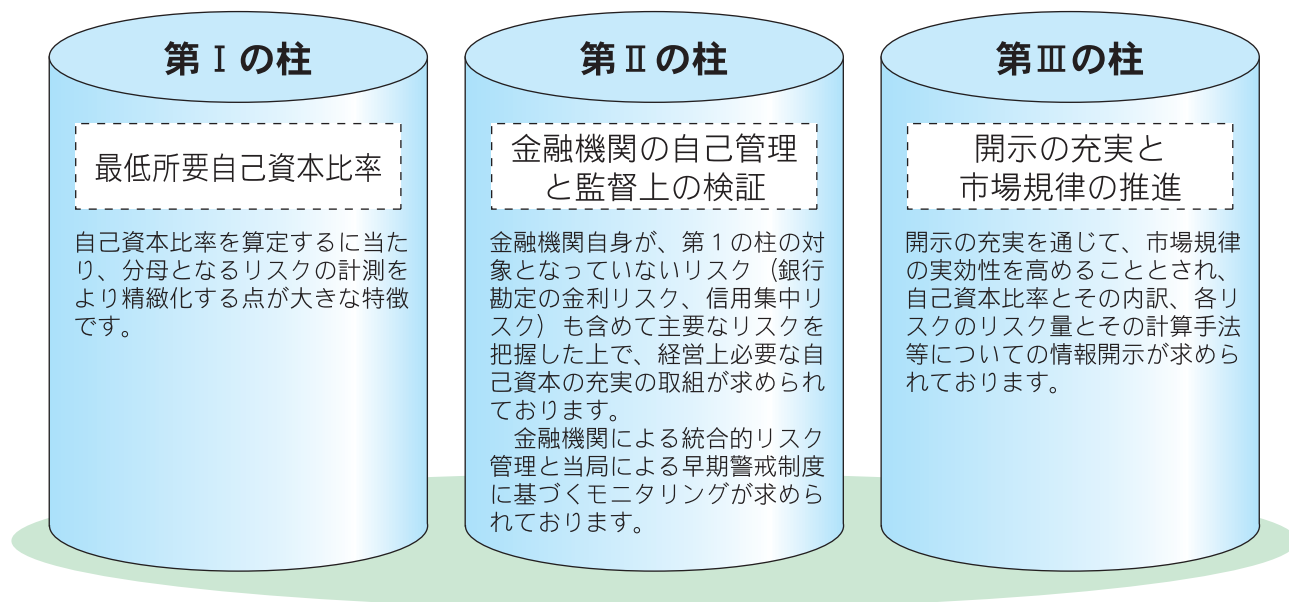


自己資本比率規制（バーゼルⅡ）

●自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の概要

平成19年3月末から適用開始された自己資本比率規制（バーゼルⅡ）では、信用リスクアセットの計算方法をより精緻にするとともに、信用リスクとマーケット・リスクに加え、オペレーショナル・リスクも規制の対象としています。さらに金融機関が自ら自己資本戦略を立てそれを当局が検証するプロセスを導入しているほか、リスク管理態勢等の開示を義務づけることにより市場規律の導入も図っております。次の3本柱で構成されております。



■自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について

〔1〕自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

〔2〕自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。

※「エクスポージャー」・・・リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

〔3〕信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審議会を定期的開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

〔4〕リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関※

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は㈱格付投資情報センター（R&I）を採用しております。

※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

〔5〕 信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- ・当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- ・信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

〔6〕 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続き

- ・派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

〔7〕 証券化エクスポージャーに関する事項

- ・証券化取引は行っておりません。

〔8〕 オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。
- ・システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- ・その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報およびセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。
- ・事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しております。

※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

〔9〕 市場リスクに関する事項

- ・上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」および日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- ・財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

〔10〕 金利リスクに関する事項

- ・金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- ・財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。

・金利リスク算定の根拠

計測手法	□ラダー方式を採用しています
対象	□流動性預金全般（当座・普通預金等）
算定方法	□①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
満期	□5年以内（平均2.5年）
金利感応資産負債	□預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅	□200BP平行移動
リスク計測の頻度	□四半期毎（3、6、9、12月末基準）

■自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成18年度	平成19年度
(自己資本)		
出資金	4,578	4,619
非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	1,509	1,542
特別積立金	3,126	3,160
次期繰越金	147	141
その他	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
営業権相当額	—	—
企業結合により計上される無形 固定資産相当額	—	—
基本的項目 (A)	9,362	9,463
土地の再評価額と再評価の直前 の帳簿価額の差額の45%相当額	207	207
一般貸倒引当金	907	1,236
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付 優先出資	—	—
補完的項目不納入額	△105	△417
補完的項目 (B)	1,009	1,026

項目	平成18年度	平成19年度
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	10,372	10,490
控除項目不納入額	—	—
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 (E) = (C) - (D)	10,372	10,490
(リスク・アセット等)		
資産 (オン・バランス) 項目	118,801	122,068
オフ・バランス取引等項目	780	527
オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額	8,649	8,412
リスク・アセット等計 (F)	128,231	131,008
単体Tier1比率 (A/F)	7.30%	7.22%
単体自己資本比率 (E/F)	8.08%	8.00%

(注) 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合および信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成18年度		平成19年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	119,582	4,783	122,595	4,903
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	119,582	4,783	122,595	4,903
(i) ソブリン向け	1,917	76	2,008	80
(ii) 金融機関向け	9,266	370	9,359	374
(iii) 法人等向け	19,990	799	18,555	742
(iv) 中小企業等・個人向け	18,346	733	16,528	661
(v) 抵当権付住宅ローン	8,238	329	7,443	297
(vi) 不動産取得等事業向け	53,784	2,151	59,612	2,384
(vii) 三月以上延滞等	1,614	64	2,714	108
(viii) その他	6,423	256	6,373	254
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	8,649	345	8,412	336
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	128,231	5,129	131,008	5,240

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 1.5\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〔3〕信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティブ 以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引		平成18年度	平成19年度		
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度				
国 内		212,117	214,149	151,873	153,349	5,411	5,745	—	—	2,479	3,737
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		212,117	214,149	151,873	153,349	5,411	5,745			2,479	3,737
製 造 業		14,214	13,007	14,206	12,999	—	—	—	—	38	124
農 業		0	3	0	3	—	—	—	—	—	—
林 業		2	1	2	1	—	—	—	—	2	1
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業		31	7	31	7	—	—	—	—	22	0
建 設 業		18,130	16,644	18,099	16,626	—	—	—	—	373	575
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		183	152	183	152	—	—	—	—	8	8
情 報 通 信 業		345	349	337	343	—	—	—	—	52	6
運 輸 業		1,851	1,835	1,850	1,834	—	—	—	—	11	1
卸 売 業 ・ 小 売 業		9,324	8,578	9,312	8,571	—	—	—	—	264	508
金 融 ・ 保 険 業		51,940	51,361	7,597	6,554	100	100	—	—	50	49
不 動 産 業		45,094	53,962	45,038	53,906	—	—	—	—	122	903
各 種 サ ー ビ ス		11,386	11,572	11,380	11,561	—	—	—	—	345	281
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		5,311	5,650	—	—	5,311	5,645	—	—	—	—
個 人		43,567	40,526	43,496	40,442	—	—	—	—	1,185	1,276
そ の 他		10,731	10,494	366	343	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		212,117	214,149	151,873	153,349	5,411	5,745	—	—	2,479	3,737
1 年 以 下		45,285	48,927	29,420	31,623	1,803	1,699	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		31,859	32,504	15,408	15,310	1,701	594	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		18,975	17,957	12,634	12,001	591	1,456	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		13,733	15,791	12,418	13,795	1,314	1,995	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		9,866	8,990	9,866	8,990	—	—	—	—		
1 0 年 超		70,222	71,287	70,222	71,287	—	—	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の		11,587	7,996	1,902	339	—	—	—	—		
そ の 他		10,587	10,694	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		212,117	214,149	151,873	153,349	5,411	5,745	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれています。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一 般 貸 倒 引 当 金	平成18年度	1,084	907	0	1,084	907
	平成19年度	907	1,236	0	907	1,236
個 別 貸 倒 引 当 金	平成18年度	1,366	1,794	460	906	1,794
	平成19年度	1,794	1,846	899	894	1,846
合 計	平成18年度	2,451	2,701	460	1,990	2,701
	平成19年度	2,701	3,083	899	1,802	3,083

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
製 造 業	70	86	86	67	70	86	86	67	—	—
農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
建 設 業	105	124	124	60	105	124	124	60	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	2	2	2	—	2	2	2	—	—
情 報 通 信 業	—	21	21	6	—	21	21	6	—	—
運 輸 業	—	5	5	—	—	5	5	—	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	107	122	122	121	107	122	122	121	—	—
金 融 ・ 保 険 業	17	9	9	6	17	9	9	6	—	—
不 動 産 業	96	164	164	279	96	164	164	279	—	—
各 種 サ ー ビ ス	142	120	120	103	142	120	120	103	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	392	677	677	738	392	677	677	738	—	—
そ の 他	435	460	460	459	435	460	460	459	—	—
合 計	1,366	1,794	1,794	1,846	1,366	1,794	1,794	1,846	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成18年度		平成19年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	8,807	—	8,965
10%	—	19,502	—	20,399
20%	—	46,360	—	46,824
35%	—	23,840	—	21,370
50%	—	3,953	—	1,436
75%	—	29,173	—	25,654
100%	1,353	78,765	1,027	87,860
150%	—	360	—	611
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	1,353	210,764	1,027	213,122

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポート	4,629	5,085	—	2,468	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社産業再生機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。

〔5〕 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

〔6〕 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔7〕 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	25	25	16	16
非 上 場 株 式 等	1,205	1,205	1,205	1,205
合 計	1,231	1,231	1,222	1,222

(注) 非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
評 価 損 益	16	7

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表および損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔8〕 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショック に対する損益・経済価値の増減額	845	803

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを200BP(市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量)として金利リスクを算出しております。